

京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例
(令和5年3月30日京都市条例第60号)(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)

- 1 公衆浴場について、入浴の形態が多様化していることを踏まえ、次のとおり必要な措置を講じるため、規定を整備することとしました。
 - (1) 構造設備の基準について、その対象及び内容の見直しを行うこととします。
 - (2) 営業者が講じなければならない措置の基準について、当該基準の全部又は一部を適用しないこととする基準の特例の要件及び内容の見直しを行うこととします。
- 2 その他規定を整備することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第60号

京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「浴室」の右に「その他の入浴設備」を加え、同号イ中「室外」を「外部」に改め、同条第5号ウ中「造築」を「築造」に改める。

第6条を次のように改める。

(基準の特例)

第6条 前2条に規定する基準について、市長は、施設の利用目的及び利用形態を考慮し、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる措置の基準の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 一般公衆浴場 第4条第3号ア及び第5号アからウまで並びに第5条第7号に掲げる措置
- (2) その他の公衆浴場（一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。） 第4条第3号ア及びイ、第5号アからウまで並びに第8号並びに第5条第3号イ及びエ並びに第7号に掲げる措置

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)